

○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………10	○一般競争入札の実施	(環境保全課) ……………19
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○福岡県営中央公園の利用料金の承認	(公園街路課) ……………22
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○福岡県営筑豊緑地の利用料金の承認	(公園街路課) ……………22
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○福岡県営筑後広域公園の利用料金の承認	(公園街路課) ……………25
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課) ……………30
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○一級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課) ……………30
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) ……………30
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………11	○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) ……………30
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………12	○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………31
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………12	○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………31
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課) ……………12	○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) ……………31
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………12	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………31
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ……………12	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………32
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) ……………13	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………32
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………13	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………32
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ……………14	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………33
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ……………14	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………33
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課) ……………15	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………33
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) ……………15	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………33
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………15	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………34
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) ……………16	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………34
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要	(環境保全課) ……………16	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………34
○鳥獣捕獲等事業の変更	(経営技術支援課) ……………17	○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………35
公 告		○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………35
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………17	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………35

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………35
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………37

内水面漁場管理委員会

- 令和 5 年度魚種別増殖目標数量 (漁業管理課) ……………41

告 示

福岡県告示第329号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系木浦川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第330号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系花宗川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第331号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系新橋川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第332号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系黒津江川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第333号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系中津江川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第334号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系宇田貫川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第335号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後水系開平江に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第336号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後水系山ノ井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第337号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に筑後水系法司川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第338号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系口無川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第339号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系長音寺川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第340号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系牟田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第341号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系宝珠川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第342号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系曾根田川及び三並川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第343号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系天神川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第344号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系山家川

に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県那珂県土整備事務所及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第345号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系山中川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第346号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第347号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系思案橋川及び烏田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第348号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系陣屋川、陣屋川放水路及び池田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第349号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系隈上川及び小塩川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第350号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系楠田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第351号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系飯江川、大根川及び待居川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第352号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系吉岡川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第353号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系塩塚川、二ツ川及び二ツ川放水路に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第354号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系白木川及び大倉谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第355号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく山国川水系黒川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第356号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく山国川水系友枝川、東友枝川、有田川及び松尾川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第357号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく山国川水系新貝川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第358号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく岩岳川水系岩岳川及び岩岳川放水路に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第359号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく中川水系中川及び西河内川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第360号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく角田川水系角田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深

を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第361号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく上ノ河内川水系上ノ河内川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第362号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく城井川水系真如寺川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第363号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく城井川水系岩丸川、極楽寺川、小山田川及び小川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において

て閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第364号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく城井川水系中河内川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第365号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく音無川水系音無川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県京築県土整備事務所及び福岡県京築県土整備事務所行橋支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第366号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく今川水系今川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第367号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく今川水系十津川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第368号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく中川水系中川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第369号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく唐の原川水系唐の原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第370号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく多々良川水系内野川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第371号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく多々良川水系綿田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第372号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく御笠川水系御笠川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第373号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく御笠川水系太宰府

原川及び水瓶川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第374号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく室見川水系坊主川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第375号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく室見川水系唐原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第376号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく室見川水系小原川及び蟹又川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第377号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく室見川水系新飼川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第378号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく名柄川水系名柄川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第379号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく十郎川水系十郎川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第380号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく七寺川水系七寺川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第381号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく江ノ口川水系江ノ口川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第382号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく瑞梅寺川水系瑞梅寺川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第383号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく桜井川水系桜井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県福岡県土整備事務所前原支所及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第384号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく雷山川水系長野川及び川付川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第385号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく一貴山川水系一貴山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和 5 年 5 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第386号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく加茂川水系加茂川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第387号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく福吉川水系福吉川及び東川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第388号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく隈川水系隈川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県南筑後県土整備事務所及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第389号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく大牟田川水系大牟田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される

水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第390号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
一般財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院	柳川市筑紫町29	令和5年5月1日から 令和8年4月30日まで
独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1-1	

福岡県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生161	医療法人 優純会 安部ひ尿器皮ふクリニック	宗像市くりえいと一丁目5-7	R5・4・1

筑生116	ゆずかクリニック	筑後市大字上北島1153-3	R5・4・15
飯生347	柴田みえこ内科・神経内科クリニック	飯塚市鶴三緒1547-10	R5・4・1
中生95	通谷メンタルクリニック	中間市鍋山町1-8 1階	R5・4・1
像生歯85	医療法人にしぐち歯科クリニック	宗像市自由ヶ丘南二丁目2-7	R5・4・1
糸島地生歯62	せせらぎ歯科	糸島市東1443-2	R5・4・1
み生歯24	樺島歯科医院	みやま市瀬高町小川276-1	R5・4・9
飯生歯176	ひかり歯科クリニック	飯塚市有安582-1	R5・5・1
中生歯56	野田デンタルオフィス	中間市扇ヶ浦一丁目14-1	R5・5・1
糸島地生薬78	きらり薬局 南風台店	糸島市南風台八丁目7-8 2F	R5・5・1
北筑後生薬6	大信薬局 朝倉店	朝倉郡筑前町野町1627-3	R5・4・1
柳生薬63	アスノ薬局	柳川市三橋町下百町209-4	R5・4・1
宗遠生薬17	おおなか調剤薬局	遠賀郡遠賀町大字今古賀545-3	R5・4・1
中生薬51	ツリー薬局 中間店	中間市長津二丁目16-53	R5・5・1
大野生訪16	訪問看護ステーションつくし	大野城市大城四丁目7-12-2	R5・5・1
八女生訪7	株式会社W&K訪問看護ステーションFlower	八女市本町2-559 コーポC	R5・5・1
小生訪9	訪問看護ステーション もこもこ	小郡市小郡2433-2 ファミールリオ201号	R3・12・1
直生訪19	訪問看護ステーションAWACS	直方市殿町16-17	R5・3・1
飯生訪43	訪問看護ステーションラパン	飯塚市堀池418-1 SEIBU-4 103号	R5・4・3
宗遠生訪16	あおぞらの里 水巻訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町頃末北二丁目3-1 2F	R5・4・1
行生訪22	サンふくし訪問看護	行橋市南大橋一丁目1-25	R5・4・1

福岡県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生44	おがわせせらぎ診療所	福津市中央三丁目1-1 福岡駅ビル1F 105	R5・3・31
像生99	安部ひ尿器皮ふクリニック	宗像市くりえいと一丁目5-7	R5・3・31
春生169	春桜会リハビリテーションクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目55番20	R5・3・31
大生344	吉村医院	大牟田市平原町119	R5・3・31
飯生308	医療法人康和会柴田みえこ内科・神経内科クリニック	飯塚市鶴三緒1547-10	R5・3・31
中生80	通谷メンタルクリニック	中間市鍋山町1-8	R5・3・31
像生16	米倉医院	宗像市原町151番地の1	R5・3・31
像生歯78	にしぐち歯科クリニック	宗像市自由ヶ丘南二丁目2番7号	R5・3・31
み生歯4	樺島歯科医院	みやま市瀬高町小川276-1	R5・4・8
行生歯91	オリーブ歯科医院	行橋市泉中央八丁目1-1-102	R5・3・24
筑紫生薬77	金岡薬局	筑紫野市湯町二丁目6-2	R5・2・26
北筑後生薬4	大信薬局 朝倉店	朝倉郡筑前町野町1627-3	R5・3・31
柳生薬56	アスノ薬局	柳川市三橋町下百町209-4	R5・3・31
遠生薬46	おおなか調剤薬局	遠賀郡遠賀町大字今古賀545-3	R5・3・31

福岡県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生345	あそう内科クリニック	いいづか内科クリニック	飯塚市楽市309-8	R5・3・31
宗遠生歯12	まごころ歯科クリニック	あかさき歯科クリニック	遠賀郡遠賀町松の本一丁目1-1 ゆめタウン遠賀2F	R5・4・10

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生歯60	すえつぐ歯科医院	糸島市加布里一丁目43-5	糸島市加布里一丁目4-18	R5・3・10
粕生訪13	訪問看護ステーションひとごころ	糟屋郡粕屋町長者原東二丁目8-25	糟屋郡粕屋町原町四丁目8-22	R4・2・1
京生訪12	訪問看護ステーション幸の蔵	築上郡吉富町大字広津385-7	築上郡吉富町大字広津384-1 ストロベリーフィールズⅡ202号室	R1・5・1

福岡県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
八女生柔46	溝口 景太（福富整骨院 ゆめタウン八女院）	八女市蒲原988-28 ゆめタウン八女1F	R5・3・1
像生柔138	水江 弘太（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	R5・4・1
朝倉生柔29	半田 竜也（はんだ整骨院）	朝倉市宮野1992-1	R5・3・31
粕生柔221	横田 武勇（新宮中央整骨院・はりきゅう院）	糟屋郡新宮町社の宮四丁目5-11	R5・4・1
粕生柔222	安村 俊彦（仲原彩整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	R5・4・15
粕生柔223	桑野 聖悟（くわの整骨院）	糟屋郡志免町南里四丁目12-17	R5・3・25
飯生はき39	山内 宥奈（からだ元気治療院 飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	R5・4・1
飯生はき40	公手 涼太（からだ元気治療院 飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	R5・4・13
像生はき25	水江 弘太（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	R5・4・1

福岡県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
------	--------	---------	-------

南筑後生柔13	平田 匡享（整骨院なかきど）	八女郡広川町大字新代1870-1 Kビル1B	R5・3・31
栢生柔135	齋藤 かおる（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R5・4・1
栢生柔206	田中 優唯（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R5・4・1
宗遠生柔44	齋藤 かおる（堺整骨院 水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R5・4・1
栢生はき29	田中 優唯（堺はりきゅう治療院 志免院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R5・4・1

福岡県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
南筑後生柔8	鶴久 博朗（つるひさ整骨院） 八女郡広川町大字久泉524-1	鶴久 博朗（つるひさ整骨院） 八女郡広川町大字新代947-1	R5・4・1

福岡県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により

次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
う居64	訪問看護ステーション 紬	うきは市吉井町新治1317-1	R5・4・1	訪看・予訪看

福岡県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
像居9	グループホーム ゆとり苑	グループホーム つぶら	宗像市陵厳寺二丁目29番6号	R5・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京居149	訪問看護ステーション 幸の蔵	築上郡吉富町大字広津385番地7	築上郡吉富町大字広津384番地1ストベリーフィールズⅡ 202号室	R1・5・1
嘉麻居112	ケアサービスあさがお	嘉麻市下白井1272-39	飯塚市有井334-1	R4・4・1
嘉麻居36	訪問介護ステーション 楽々	嘉麻市下白井993-9	嘉麻市下白井1272-39	R5・4・1

福岡県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大居244	さくらデイサービス大牟田	大牟田市南船津町三丁目5番地8	R5・4・30

福岡県告示第400号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和5年5月26日から令和5年6月16日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 宮若市上有木1番地
名 称 トヨタ自動車九州株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理
- 事業場の所在地及び名称
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能力		18分／個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	-	5,000以下
	化学的酸素要求量（mg/L）	-	6,000以下
	浮遊物質（mg/L）	-	500以下
	窒素含有量（mg/L）	-	1,290以下
	りん含有量（mg/L）	-	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	-	12,000以下
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	-	2,000以下
	汚水量（m ³ /日）	-	0.78

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼板構造
主要寸法	35m×20m、25m×10m

能力	900 m ³ /日				
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	10	100
汚水量 (m ³ /日)	720	900	720	900	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15

浮遊物質 (mg/L)	16	20
窒素含有量 (mg/L)	12	15
りん含有量 (mg/L)	0.8	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	10	100
排出水量 (m ³ /日)	720	900

福岡県告示第401号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和5年4月27日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
A L S O K 福岡株式会社	福岡市博多区博多駅東二丁目5-19	境田 芳幸

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県大気常時監視測定機器（4局分）の賃貸借契約
- 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年6月14日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月26日

1 調達内容

- (1) 調達案件名
福岡県大気常時監視測定機器（4局分）の賃貸借契約
- (2) 調達物品及び数量
入札説明書、仕様書による。
- (3) 契約期間
契約日から令和13年3月31日まで
（賃貸借期間は、令和6年2月1日から令和13年3月31日までとする。）
- (4) 履行場所
入札説明書、仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年7月5日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県環境部環境保全課に令和5年6月22日（木曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者
- 仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県環境部環境保全課大気係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3360（ダイヤルイン）
e-mail taiki@pref.fukuoka.lg.jp
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県環境部環境保全課大気係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3360（ダイヤルイン）
e-mail taiki@pref.fukuoka.lg.jp
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年5月26日（金曜日）から令和5年6月22日（木曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年7月5日（水曜日）15時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部会議室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和5年7月6日（木曜日）10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する
こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し
ない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失

うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した
福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ
（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県
の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity

A leasing contract for seven years and two months for the apparatus of
atmospheric monitoring measurement in Fukuoka Prefecture. This leasing
contract includes the lease and the installation of equipment specified as
specifications.

- (2) Contract period

From contract date through March 31, 2031

(3) Time Limit for Tender
3 : 00 P. M. on July 5, 2023

(4) Contact point of this notice
Department of Environment affairs, Environmental Preservation Division,
Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi,
Fukuoka 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3360

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県営中央公園
- 2 位置
北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区
- 3 利用料金の承認年月日
令和5年3月31日
- 4 利用料金（令和5年4月1日以降）

野球場

単 位	金 額
2時間以内	490円

備考 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑豊緑地の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称
福岡県営筑豊緑地
- 2 位置
飯塚市仁保、鹿毛馬
- 3 利用料金の承認年月日
令和5年3月31日
- 4 利用料金（令和5年4月1日以降）
 - (1) 野球場

単 位	金 額
2時間以内	2,710円

備考

- 1 競技者の全てが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	30分以内	4,800円
スコアボード	1回	1,380円

放送設備	1回	2,530円
------	----	--------

(2) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1面2時間以内	680円
練習場	一 般	1回1時間以内 140円
	学 生	1回1時間以内 80円

備考

- この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(3) 多目的広場

単 位			金 額
球技場	全面	2時間以内	3,130円
	半面		1,560円
ソフトボール場	一面	2時間以内	620円

備考

- 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
多目的広場の照明	球技場	全点灯	30分以内 2,080円
		半点灯	
	ソフトボール場		30分以内

(4) 研修室

単 位	金 額
1時間	370円

(5) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前9時から正午まで	20,830円
		午後1時から午後5時まで	27,780円
		午後6時から午後9時まで	25,000円
		午前9時から午後5時まで	48,620円
		午後1時から午後9時まで	52,780円
		午前9時から午後9時まで	73,620円
	夏季期間（屋外プール）	午前9時から正午まで	23,810円
		午後1時から午後5時まで	31,750円
		午前9時から午後5時まで	55,560円
	温水期間（屋内プール）	午前9時から正午まで	31,270円
		午後1時から午後5時まで	41,690円
		午後6時から午後9時まで	37,520円
		午前9時から午後5時まで	72,960円
		午後1時から午後9時まで	79,220円

	午前9時から午後9時まで	110,490円
トレーニング室	午前9時から正午まで	9,430円
	午後1時から午後5時まで	12,570円
	午後6時から午後9時まで	11,320円
	午前9時から午後5時まで	22,000円
	午後1時から午後9時まで	23,890円
	午前9時から午後9時まで	33,320円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プール	夏季期間（屋内プール・屋外プール）	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童（屋内プールのみ）	150円
		2時間を超えると 30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童（屋内プールのみ）	40円
	温水期間（屋内プール）	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円
		2時間を超えると 30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
トレーニング室	2時間	一般	360円	
		小学生・生徒	180円	
	2時間を超えると 1時間ごとに	一般	180円	
		小学生・生徒	90円	

備考

- 1 この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 2 この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 3 この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 5 占有使用の場合、競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 7 プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。
- 9 次の者は、無料とする。
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
ア 障がい者

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

10 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1 回	2,530円
コインロッカー	1 回	50円
自動計時装置	1 回	3,410円
移動式電光掲示板	1 回	6,830円

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営筑後広域公園

2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

3 利用料金の承認年月日

令和5年3月31日

4 利用料金（令和5年4月1日以降）

(1) 庭球場

単 位		金 額
庭球場	1 面 2 時間以内	680円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	540円

(2) 多目的広場

単 位			金 額
球技場	全面	2 時間以内	4,040円
	半面		2,020円
多目的運動場	全面	2 時間以内	3,130円
	半面		1,560円
多目的広場	全面	2 時間以内	620円
	半面		310円
屋根付広場	一面	1 時間以内	690円

備考

1 競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額の2分の1を乗じて得た額とする。

2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	30分以内	630円
	半点灯		310円
多目的運動場の照明	全点灯	30分以内	2,400円
	内野点灯		1,250円
	外野点灯		1,460円

(3) 研修室

単 位	施設名	金 額
1時間	管理宿泊棟を除く	370円
	管理宿泊棟	2,080円

備考

管理宿泊棟の研修室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、1,040円とする。

(4) プール等

イ 占用使用の場合

区 分		単 位	金 額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前9時から正午まで	20,830円
		午後1時から午後5時まで	27,780円
		午後6時から午後9時まで	25,000円
		午前9時から午後5時まで	48,620円
		午後1時から午後9時まで	52,780円
		午前9時から午後9時まで	73,620円
	夏季期間（屋外プール）	午前9時から正午まで	23,810円
		午後1時から午後5時まで	31,750円
		午前9時から午後5時まで	55,560円

温水期間（屋内プール）	午前9時から正午まで	31,270円
	午後1時から午後5時まで	41,690円
	午後6時から午後9時まで	37,520円
	午前9時から午後5時まで	72,960円
	午後1時から午後9時まで	79,220円
	午前9時から午後9時まで	110,490円
トレーニング室	午前9時から正午まで	9,430円
	午後1時から午後5時まで	12,570円
	午後6時から午後9時まで	11,320円
	午前9時から午後5時まで	22,000円
	午後1時から午後9時まで	23,890円
	午前9時から午後9時まで	33,320円
フィットネスルーム	2時間	900円

ロ 個人使用の場合

区 分		単 位	金 額	
プール	夏季期間（屋内プール・屋外プール）	2時間	一般	360円
			生徒	200円
			児童（屋内プールのみ）	150円
		2時間を超えるとき30分ごとに	一般	90円
			生徒	50円
			児童（屋内プールのみ）	40円
	温水期間（屋内プール）	2時間	一般	520円
			生徒	310円
			児童	200円

		2時間を超えると き30分ごとに	一般	130円
			生徒	80円
			児童	50円
トレーニング室	2時間		一般	360円
			小学生・生徒	180円
	2時間を超えると き1時間ごとに		一般	180円
			小学生・生徒	90円
フィットネスル ーム	2時間		一般	200円
			小学生・生徒	100円
	2時間を超えると き1時間ごとに		一般	100円
			小学生・生徒	50円

備考

- この表において「占有使用」とは講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表において「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- この表において「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるプール及びトレーニング室の占有使用の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。
- 占有使用の場合、競技者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の

1 を乗じて得た額とする。

- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- プールの占有使用の場合、1コース単位で使用できるものとし、この場合の額は、屋内プールは当該使用区分の額の7分の1とし、屋外プールは当該使用区分の額の8分の1とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の10回分に相当する額とする。
- 次の者は、無料とする。
 - 65歳以上の者
 - 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 障がい者
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (イ) 療育手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - イ 介護者
 - 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
放送設備	1回	2,530円

コインロッカー	1回	50円
自動計時装置	1回	3,410円
移動式電光掲示板	1回	6,830円
フィットネスルームの音響装置	2時間	570円

(5) 体育館

イ 占用使用の場合

区 分	単位・金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アリーナ	3,710円	4,950円	6,190円	8,670円	11,150円	14,870円

ロ 個人使用の場合

単 位	金 額	
2時間	一般	240円
	小学生・生徒	100円
2時間を超えるとき1時間ごとに	一般	120円
	小学生・生徒	50円

備考

- この表において「占用使用」とは競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- この表において「小学生」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小学生及び生徒以外の者をいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における占用使用

の場合の額は、当該使用区分の額の2割増の額とする。

- 占用使用の場合、利用者の全てが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するときの額は、当該使用区分の額に、使用する電気の実費に相当する額を加算する。
- アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で占用使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。
- 次の者は、無料とする。
 - 65歳以上の者
 - 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - 障がい者
 - 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
体育館の冷房	1時間	9,060円
温水シャワー	1人・1回	120円
コインロッカー	1回	50円

(6) 宿泊施設

イ 一般利用の場合

区 分	単位・金額	
	1人利用	2人以上利用
Sタイプ	8,770円	7,670円
Aタイプ	6,580円	5,480円
Bタイプ	5,480円	4,380円
Cタイプ	4,380円	

ロ 合宿利用の場合

単 位	金 額
1人	1,670円

備考

- この表において「Sタイプ」、「Aタイプ」、「Bタイプ」又は「Cタイプ」とは、それぞれ14畳以上の部屋、10畳部屋、8畳部屋又は6畳部屋のことをいう。
- この表において「合宿利用」とは、8名以上が同時に備考1に規定する部屋以外の部屋を利用して宿泊する形態のことをいう。
- この表中の金額は、いずれも1泊、1人当たりの料金とする。
- 表中の料金には、食事は含まない。
- 表中の料金には、浴場利用料を含む。
- この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
浴場	1人・1回	520円

(7) ドッグラン

単 位	金 額
犬1頭につき1回	200円

備考 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、10回分に相当する額とする。

(8) スケートボード場

単 位	金 額	
	一般	児童・中学生
1人・1回	300円	100円

備考

- この表において「児童」とは幼児並びに小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。
- 次の者は、無料とする。
 - 65歳以上の者
 - 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの
 - 障がい者
 - 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
株式会社APA house	行橋市大字草野424番地1	行橋市大字草野424番地1	令和5年5月9日

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和5年5月10日
- 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
大和国土計画一級建築士事務所	福岡市東区馬出1-2-23	山形 義和	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-61200号

3 処分の内容

令和5年6月1日から建築士事務所の閉鎖2月

4 処分の原因となった事実

大和国土計画一級建築士事務所の管理建築士である山形義和は、令和4年12月19日に国土交通大臣から建築士法第10条第1項の規定により、業務停止2月の懲戒処分を受けた。このことは、同法第26条第2項第4号に該当する。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
篠栗町和田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和4年8月13日から令和7年3月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡篠栗町和田一丁目、大字和田字下川原、字ナメリ川原の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡篠栗町和田一丁目13番38号
- 5 設立認可の年月日
令和4年8月13日
- 6 変更認可の年月日
令和5年5月16日

公告

尾倉・千代丸地区土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任理事

氏名	住所
吉田 清司	遠賀郡遠賀町大字別府2808番地の2
白石 勇	遠賀郡遠賀町大字上別府506番地
高 敏昭	遠賀郡遠賀町大字上別府293番地
高空 秀明	遠賀郡遠賀町大字上別府483番地
永田 満	遠賀郡遠賀町松の本六丁目6番3号
花田 芳浩	遠賀郡遠賀町大字別府2741番地
牛嶋 すま子	遠賀郡遠賀町大字別府2788番地の1
永田 隆治	遠賀郡遠賀町田園一丁目20番12号

2 就任監事

氏名	住所
吉田 光男	遠賀郡遠賀町大字別府2732番地の3
小川 和明	遠賀郡遠賀町大字木守1421番地の1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営二の坪地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年5月26日から 令和5年6月23日まで	宮若市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山神地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年5月26日から 令和5年6月23日まで	宮若市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営七浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和5年5月26日から 令和5年6月23日まで	桂川町役場

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社金丸商店

(2) 所在地

山口県下関市元町10番26号

(3) 代表者

代表取締役 新道 令愛

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年5月11日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社CORE

(2) 所在地

大川市大字向島2645番地6

(3) 代表者

代表取締役 秋山 慎一

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年5月11日

4 処分の理由

株式会社COREは、令和5年4月28日午前10時、佐賀地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
八女市矢部村	令和5年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市志摩桜井	令和5年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市、八女市	令和5年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町大字若杉	令和5年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市志摩桜井	令和5年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宇美町大字宇美	令和5年3月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
うきは市浮羽町小塩地内	令和5年3月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市北野町鳥巢	令和5年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

篠栗町

令和5年3月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、春日市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
春日市	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（総合計画（撮影・写真地図作成））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、田川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川市全域	令和5年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市大井字平野496番2、496番112、496番113、497番4、497番5、498番1、498番2、498番7、498番8、499番5、501番1、501番15から501番29まで、502番2、503番3から503番7まで、504番3から504番6まで、505番3、505番7及び505番9から505番16まで並びに大井南496番111から496番113まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市曲1592番地1

Bio green株式会社

代表取締役 宮崎 昌也

監査委員

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福岡県監査委員 塩川 正一

同 世利 洋介

同 森 行一

福岡県監査委員職務執行者 大島 道人

福岡公委発第707号
令和5年4月27日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 同 利洋 殿
同 同 森行 殿
同 同 大島道人 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	交番用地の賃借料について、令和4年5月10日までに納付すべきところ、納付が遅延していた。	<p>本件の原因は、警察署会計課員の事務担当を変更した際、前任者から納付期限について明確な引継ぎがなされておらず、後任者が納付期限を認識していなかったことによる。</p> <p>今後は、業務遂行に支障がないようにするため、前任者と後任者において、確実な事務引継を行わせるとともに、上司による確実な点検を行わせることとした。</p> <p>また、上司に、納付を担当任せにすることなく、支払計画表を日々確認し、担当者に対し納付が遅延しないよう声掛けを行わせることとした。</p> <p>さらに、警察本部から、今回の問題点や上記の再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底した。</p>

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
福岡県監査委員職務執行者	大島道人

5 社活第128号
令和5年4月26日

福岡県監査委員 塩川正一 殿
同 利洋 殿
同 森行 殿
同 大島 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
<p>人づくり・ 県民生活部 文化振興課</p>	<p>時間外勤務手当につ いて、時間外勤務の事 後確認が適正に行われ ておらず、支給過大と なっていた。</p>	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、当該職員から返納させた。 所属長は、所属職員に対し、時間外勤務の適正な運用について改めて指導し、特に管理監督者に対しては、時間外勤務における事前命令・事後確認の徹底はもとより、業務内容や進捗状況を確実に把握することを指示した。 また、朝一番に登庁した職員に執務室の開始時刻を、最後に退庁する職員に施錠時刻をそれぞれ記録させ、課長補佐が時間外勤務実績と照合することにより再発防止を図ることとした。 部としても、部内全所属長に対し、時間外勤務の適正な管理に係る部長通知を発出し、部で作成したパンフレットを活用した基本的事項の再確認、事前命令及び事後確認の徹底、各所属における執務室開始・施錠時刻の記録、管理監督者による業務内容の把握や進捗管理等、適切なマネジメントの実施について指示した。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	時間外勤務手当 について、時間外 勤務の事後確認が 適正に行われてお らず、支給過大と なっていた。	支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、当該職員から返納させた。 所属長は、管理監督者に対し、時間外勤務における事前命令・事後確認の徹底はもとより、業務内容や進捗状況を確実に把握することを指示した。 今後、時間外勤務を行った場合は、時間外勤務終了後、当日中に時間外勤務実績の庶務事務システム入力を行わせ、事後確認者及び直接監督者は、時間外勤務日の翌日に、対象職員に業務の進捗状況及び終了時刻を確認した上で決裁することとした。 また、朝一番に登庁した職員に執務室の開錠時刻を、最後に退庁する職員に施錠時刻をそれぞれ記録させ、課長補佐が時間外勤務実績と照合することにより再発防止を図ることとした。 部としても、部内全所属長に対し、時間外勤務の適正な管理に係る部長通知を発出し、部で作成したパンフレットを活用した基本的事項の再確認、事前命令及び事後確認の徹底、各所属における執務室開錠・施錠時刻の記録、管理監督者による業務内容の把握や進捗管理等、適切なマネジメントの実施について指示した。
	いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。	所属長は、タクシーチケット管理簿に、未使用チケットは直ちに返却するよう注意書きを掲載し、課内職員に周知することにより、再発防止を図ることとした。 出納員は、支払事務の際、タクシーチケット管理簿とチケット現物について照合し、所在不明のチケットがないか確認することとした。 部としても、部内全所属長に対し、再度同様の事案が発生しないよう注意喚起を行うとともに、適切な事務処理の徹底について指示した。

5 農政第136号
令和5年4月25日

福岡県監査委員

塩川正一 殿
世利洋行 一 殿
森島道人 殿
大島道人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 中央家畜保健衛生所	領収証紙により徴収した家畜検査手数料について、領収証紙納付書の紙面と証紙の色彩とにかけ消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、所属職員に対し、領収証紙による手数料徴収時の消印処理を確実に行うよう指示し、再発防止を図ることとした。 出納員は、新たに作成した領収証紙消印等点検表を活用し、庶務担当者、出納員及び副所長による確認を徹底することとした。 部としても、全所属長に対し、指摘事項等一覧表を添付した主管課長通知を発送し、リスト対応シートの整備・活用による適正な事務処理を徹底させることとした。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる令和5年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和5年5月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量		
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 移植放流	70,000尾 100,000尾		
		こい	-	-		
		ふな	産卵巣設置	1カ所		
		うなぎ	種苗放流	3,000尾		
		やまめ	種苗放流	15,000尾		
		おいかわ	種苗放流 産卵床造成	700,000尾 10カ所		
		うぐい	産卵床造成	8カ所		
		すっぽん	種苗放流	500尾		
		かに	種苗放流	2,000尾		
		えび	種苗放流	10,000尾		
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）		
		内共第2号	下筑後川漁業協同組合	こい	-	-
				ふな	種苗放流	100キログラム
うなぎ	種苗放流			6,000尾		
おいかわ	種苗放流			50,000尾		

筑後川漁業協同組合	すっぽん	種苗放流	500尾	
	かに	種苗放流	5,000尾	
	えび	種苗放流	50,000尾	
	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）	
	こい	-	-	
	ふな	種苗放流	200キログラム	
	うなぎ	種苗放流	3,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	3カ所	
	かに	種苗放流	3,000尾	
	えび	種苗放流	5,000尾	
甘木漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾	
	こい	-	-	
	うなぎ	種苗放流	1,200尾	
	やまめ	種苗放流	15,000尾	
	おいかわ	産卵床造成	2カ所	
	かに	種苗放流	4,000尾	
	わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）	
	こい	-	-	
内共第3号	下筑後川大川市柳浜沖漁業協同組合	ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	種苗放流	20,000尾
内共第5号	八木山川漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	-	-

内 共 第6号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	15,000尾
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
内 共 第7号	京 二 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	10,000尾
		こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		う なぎ	種 苗 放 流	1,200尾
		や まめ	種 苗 放 流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種 苗 放 流	200尾
		か に	種 苗 放 流	2,000尾
内 共 第8号	岩 岳 川 漁業協同組合	あ ゆ	種 苗 放 流	20,000尾
		こ い	-	-
		あ まご	種 苗 放 流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
内 共 第9号	犬 山 漁業協同組合	こ い	-	-
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所

	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）
--	------	--------	-----------------